

2023年4月24日

【重要】新型コロナウイルス感染症に関する入院見舞金の取扱変更について（5/8～）

江 南 商 工 会 議 所

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。また、現在罹患されている皆さまの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日以降の「みなし入院」を入院給付金の支払対象とする取扱いを終了いたします。

<参考>

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の生命共済（入院見舞金）の支払範囲

ケース	陽性診断日		
	2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日以降
医療機関へ入院をされた場合	○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
宿泊療養・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方 <sup>(※)</sup>	○ 支払対象	× 支払対象外
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外

(※)「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

<ご請求にあたってのお願い>

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表(※1)がなされております。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

※1 2023年3月17日付 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」